

期日報告書(6)

令和8年9月27日

消費者支援ネット北海道
理事長 松久三四彦 様

即決営業共通義務確認訴訟弁護団
弁護士 稲垣佳典
電話 011-590-5286

ご依頼のありました下記の件につき、次のとおりご報告及びご連絡申し上げます。

- 1 受任事件 原告 消費者支援ネット北海道
被告 株式会社即決営業
事件名 共通義務確認請求事件（令和7年（ワ）第1880号）

2 報告事項

- (1) 今回の期日 令和8年9月3日 午後2時00分

ア 出席者

原告：弁護士竹之内、弁護士道尻、弁護士原、弁護士稲垣

被告：弁護士篠原、弁護士正田、弁護士高松

イ 提出物（訴状等の陳述、証拠調べ）

原告：なし

被告：被告準備書面(4)、乙5～乙10

ウ 期日でのやりとり（概要）

裁判所「本件の主要な争点は支配性の有無であると考えている。」

「被告の個々の行為が電話勧誘販売に該当するかどうかの判断に相当程度の審理を要するのであれば、支配性が問題となると理解している。」

「『営業のために』に該当するかどうかについては、支配性が問題となり得て、それなりの個別性はあると考えている。」

「（原告に対し）電話勧誘販売の他に、『営業のために』該当性の点についても、令和6年最判の考慮要素に即した反論を求める。」

原告側「次回期日までに、反論の書面を提出する。」

- (2) 次回の期日 令和8年11月5日 午前11時00分
（書面提出期限 令和8年10月30日）

3 連絡事項

特にありません。

4 添付資料

- (1) 令和8年8月26日付け被告準備書面(4)
- (2) 乙5～乙10
- (3) 第5回弁論準備手続期日調書